

ストレスチェック促進助成要綱

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部

(目的)

第1条 過度なストレスは、様々な健康障害を発症させる要因と考えられ、これが起因する労災事故が散見されることから、労働者のストレスの度合をチェックすることにより、安全で快適な職場づくりを図ることとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象は、会員事業者が従業員に対して厚生労働省が示した方法で実施したストレスチェックとする。

(助成額)

第3条 ストレスチェックの助成額は、1人1回限り500円までとする。
ただし、申請時において、過去に1年間会費滞納がある場合は助成しない。

(助成総額)

第4条 ストレスチェックの助成総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(助成対象人員)

第5条 次のとおりとする。

- (1) 当該年度の大分県トラック協会会員名簿による登録台数（被けん引車を除く。）までとする。
- (2) 申請は、営業所単位ではなく会員単位とする。
- (3) 対象人員は、会員事業者が持つ営業所ごとの台数を（1）により合算したものとする。
- (4) ただし、（3）の上限は50名とする。

(申請手続)

第6条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間中に精算を終了した分を取りまとめて、翌月の末日（3月に限り15日）までに、支部の申請様式（様式1）に以下の書類を添えて支部長宛に申請するものとする。

- (1) 受診医療機関発行の請求書（写）
- (2) 受診医療機関発行の領収証（写）または振込通知書等（写）

※（1）（2）のいずれかに受診医療機関、受診日、受診項目、受診者名、人数記載、会員事業者が記載されていること。

ただし3月に限り、申請期日までに上記（2）の証明書類を添付できない場合は、「添付資料のお断り」書類を申請書類に添えること。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することがある。

なお、上記月ごとの締切日以降の申請については、原則受け付けないものとする。

(助成額の決定と支払い)

第7条 支部長は、前条に不備がなく助成すべきものと認めた場合は、速やかに額を確定し、四半期ごとの末日までに支払うものとする。

(返還)

第8条 申請事項の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実関係を確認した上で、受領した助成金の全額又は一部を支部長宛に返還しなければならないものとする。

なお、返還の期限は支部長が定める。

(助成対象期間)

第9条 当該年度の4月から翌年の2月末日までの受診分とする。

(その他)

第10条 本要綱に定めのないもので疑義が生じた場合は、支部理事会において協議のうえ処置することとする。

(付則) 本要綱は、平成28年5月27日より適用する。

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正